

【事案Ⅱ-13】火災共済金請求

- ・ 平成 23 年 10 月 26 日 裁定申立受理
- ・ 平成 24 年 3 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

近隣の樹木が倒れたことによる屋根の被害は「建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊」に当たると考え請求したところ、被申立人は本件を『自然災害』として火災共済金支払非該当し、火災共済金を支払わないことを不服として申立てをしたもの。

<申立人の主張>

「倒木による損害（事故日：平成 22 年 4 月 5 日～4 月 26 日）について火災共済の建物共済金等 204,750 円を申立人へ支払え」との判断を求める。

- (1) 平成 22 年 4 月末に物件管理会社から電話で「北隣の土地の松の木が折れて、当方の屋根を破損した」との連絡があった。
- (2) 被申立人との数回のやり取りがあり、被申立人から樹木が倒れて契約していた建物に被害があったのは『自然災害』として火災共済金支払非該当となり、火災共済金を支払わない旨の通知文書が届いた。
- (3) 倒木の原因は隣地の方が長年（40 年以上）樹木を手入れせず放置したため、藪やつるが生い茂り、松、カラ松、白樺等は背丈のわりに幹が細く、樹木の性質上日当たりの良い当方にのみ、枝が茂り傾いたため折れたと確信している。したがって、今回の事故原因は『自然災害』でなく『長期間樹木を放置したなどの人為的なものである』ため、本件裁定の申立てに至った次第である。

<共済団体の主張>

火災共済金等 204,750 円の支払いを拒否する。

- (1) 倒れていた木は、枯木ではなく生木であり、根元から裂けており、腐ったり朽ちたりした様子は見受けられなかった。また、今回の倒木の近くにも同様に裂けている生木の立ち木があり、風や雪により裂けたものと推測されることから、木の内的要因を原因として倒れたものではないと推認できる。
- (2) 気象庁のホームページにて当時の気象状況を確認したところ、平成 22 年 4 月 5 日から同年 4 月 26 日までの 22 日間で、最大瞬間風速が 10 メートル毎秒以上の日は 14 日間ある。
- (3) よって、木の内的要因が原因であることが確認されないこと、ならびに罹災当時強風と認められる風が吹いていたと強く推認できることから、今回の倒木は『自然災害（強風）』により発生したものと判断せざるを得ず、火災共済約款第 3 条第 4 項における注意書きである「ただし、自然災害によって生じたものを除きます」に該当し、火災共済金の支払事由を満たさないものと判断する。
- (4) なお、申立人の主張のとおり、本件事故は自然災害を原因とせず管理会社

の管理不備により発生した事故であるものと認定し、火災共済金の支払要件を満たしたとしても、申立人は倒木の管理者から損害賠償金を受領しており（申立人の申告による）、既に損害への填補がなされていることから、いずれの場合においても申立人の請求額は認められるものではない。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。